

# 居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、当事業所が利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 事業者名称   | ホームケアクリニック えん     |
| 事業所の所在地 | 岩手県北上市青柳町二丁目 5-15 |
| 指定番号    | 岩手県指定 0611777 号   |
| 代表者名    | 院長 千葉 恒一          |
| 電話番号    | 0197-61-5160      |

## 2. 事業の目的と運営方針

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医師が通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、療養生活の向上を図ることを目的とします。  |
| 運営の方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>① 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</li><li>② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</li><li>③ 利用者またはその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導・助言を行います。</li></ul> |

## 3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

### 【居宅療養管理指導サービス】

|                      |   |
|----------------------|---|
| (医師による) 居宅療養管理指導サービス | <ul style="list-style-type: none"><li>① 利用者の病状および心身の状況等を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者および居宅サービスを利用する他の事業者に対して居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等に必要な情報提供を行います。</li><li>② 利用者またはその家族に対し、居宅サービス計画（ケアプラン）の利用に関する留意事項、介護方法等についての指導・助言を行います。</li></ul> |
|----------------------|---|

#### 4. 職員等の体制

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 従業者の職務と員数 | 医師 (1名)<br>看護師 (2名以上) |
|-----------|-----------------------|

#### 5. サービス担当者

(医師による) 居宅療養管指導サービスにおけるサービス担当者は、当院医師です。

なお、サービスを遂行する上で看護スタッフが同行するよう配慮しております。

利用者はサービスに対して不満がある場合は、いつでもかかりつけ医療機関の変更を申し出ることができます。

#### 6. 診療時間

当院の通常の診療時間は、次の通りです。

- ・ 診療日：月曜日から金曜日まで
- ・ 診療時間：9：00～17：00  
\*土・日曜、祝祭日は休診です。

#### 7. 利用料

サービスの利用料は、介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

居宅療養管理指導 I 単一建物居住者数 1人 : 1回507単位 月2回まで

居宅療養管理指導 I 単一建物居住者数 2～9人 : 1回483単位 月2回まで

居宅療養管理指導 I 単一建物居住者数 10人以上 : 1回442単位 月2回まで

居宅療養管理指導 II 単一建物居住者数 1人 : 1回294単位 月2回まで

居宅療養管理指導 II 単一建物居住者数 2～9人 : 1回284単位 月2回まで

居宅療養管理指導 II 単一建物居住者数 10人以上 : 1回260単位 月2回まで

\* 管理指導IIについては、在宅時医学総合管理料および施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者様が対象となります。

#### 8. 事故発生時の対応

居宅療養管理指導サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には速やかに家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供にあたり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。  
迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

|             |  |
|-------------|--|
| 当事業所お客様相談窓口 | 責任者： 院長 千葉 恭一<br>ご利用時間：9：00～17：00<br>連絡先： 電話 0197（61）5160<br>(ただし、土日・祝祭日を除く) |
|-------------|--|

ご不明な点がございましたら、クリニック事務までご連絡お願いいたします。